

令和8年度事業計画書並びに活動予算書について

自：2026年4月 1日

至：2027年3月31日

特定非営利活動法人静岡市障害者協会

特定非営利活動法人静岡市障害者協会
令和8年度 事業計画書

1. 今年度の重点方針

全体的な方針	障害者権利条約、こども権利条約の理念及び SDGs が示す「誰ひとり取り残さない社会」の理念が、地域社会において実現するために必要な提言、行動を行う。
対外的なテーマ	<p>① 静岡市の障害児者プランである「静岡市障がい者共生のまちづくり計画（令和6～12年度）」では、令和8（2026）年度に中間改定を実施する。今回の見直しは、障害福祉サービスの受給量等に限定されているが、係数的な議論にとどめるべきではなく、必要な障害福祉サービスの供給体制・基盤整備の視点から検討されるべきものとする。</p> <p>② こうした観点から、「静岡市障害者施策推進協議会」、「計画策定懇話会」、「静岡市障害者自立支援協議会」等の場を活用し、あらゆる障害者の地域生活課題の解決に資する計画の見直しと具体的な推進策について行政、団体への提言を行う。</p> <p>③ 令和7年度から本格実施される施策である「重層的総相談支援体制整備事業」において、市行政直営の中核機関（調整機関）が十分に機能するよう障害者側の基幹相談支援センターとして提案協力する。（今年度から福祉総務課から、「安心感のある温かい社会推進課」に主管替えとなった。）</p> <p>④ 障害者団体への支援として、各団体の抱える課題の支援や声のない障害者の代弁などにも力を入れる</p>
事業の方針	業務の自然増、相談業務の多様化、困難化に対応するため、各区基幹相談支援事業所等と一層連携を深め、個別事例を他機関共有しながら、支援の引継ぎを行うことで、業務のスリム化を目指す。また、個別事例の移行のためには、土台づくりとして地域の人材育成の観点が欠かせないことから、「主任相談支援専門委員」等との連携を強化する。
中長期目標の確認	策定した中期経営計画については、毎年度、その達成状況を確認し、理事会・正副会長会議・職員会議等の協議や会員団体からの意見を経て、必要に応じて改善する
事業の執行体制の強化・省力化・情報共有の徹底	委託事業、自主事業等の円滑な実施を図るために、職員の待遇の確保、より働きやすい職場環境の整備に努める。インターネットのクラウドサービス「キントーン」また AI 等の活用により、職員相互の業務執行の情報の共有化を図る。

2 今年度の事業概要（重点事業）

◎は新規の事業、二重下線部はキーワード

(1) 協会の基本理念を確立し、市内の障がい者や当事者団体への支援を充実する（継続）	
①	<p>会員との双方向の協議を進めるために、アンケートの実施や<u>情報の共有のためのツールを試行する。</u> <u>評価機関の客観的な評価と助言を理解したうえで、課題の部分の改善に取り組む。</u></p>
②	<p>当協会で作成した<u>中長期計画の中で、課題となっている構成団体の「役員の高齢化」「会員の減少」「活動の停滞」に対して、「会員の参画」を通して対応・改善により取り組む【「あるべき・ありたい未来の姿から現在を考え（バックキャスト）」】、構成団体への支援を具体的に進める。</u></p>
③	<p>会員団体への支援として、最近できた団体への立ち上げ支援、高齢化などで運営に課題が出てきた団体への支援、活動を終了する団体への支援など<u>それぞれの団体の状況に応じた、事務、会計、運営の支援をする。</u></p>
④	<p>会員団体への情報提供として、当法人のホームページ（お知らせなど）、CANPAN ブログ、安否コールなどを活用し、協会の活動状況を広く発信する。<u>新ホームページの運用を確実にを行い、さらに、会報の復刊を目指し、様々なチャンネルで発信する。</u></p>

(2) 高い外部評価を維持し、財政を安定化し、安定的な組織運営を図る（継続）	
①	<p>平成 29 年度に取得した<u>認定NPO法人格は令和6年度、行政の審査を受け更新された。</u> <u>認定NPO法人格の継続は行政の「運営が適正である」という評価であるので、最大限活用し、寄付金を広く募り、安定した財政基盤を作る。</u></p>
②	<p>引き続き認定 NPO 法人の維持のため、基本のパブリックサポートテスト（1年間で3,000円以上の寄付者を100人以上）の適合を目指す。</p>
③	<p>会員の拡大について、市内の障害者団体のうち、未加入の団体（肢体系、聴覚系、脳外傷系等）に入会を働きかける。また協会の趣旨に賛同した個人会員の確保に努める。</p>
④	<p>通常総会を年1回、理事会を年4回程度開催し、協会を民主的に運営する。（年度途中で協会の運営に関する重要な事項について協議が必要な場合は臨時総会を開催する。）</p>
⑤	<p>篤志家の寄付による基金運営は、<u>会計単位を分離明確化（特別会計化）し、財務の適正を期す。</u></p>
⑥	<p>障害者の雇用の推進と業務内容について、合理的配慮の提供を進める。</p>

(3) 障害者団体として独自の事業を進める（自主事業：継続）	
<p>下記の①～③の研修会については、<u>年度末に、簡易な提言書・報告書を作成する。（会員団体による分担執筆・コラム等を依頼する。）</u></p>	
①	<p>障害者プランの勉強会を継続し、より政策提言および具体的な施策の推進ができるよう、進捗状況を確認し、意見を集約し行政に提案する（毎月第3水曜午前10～12時） 策定された「静岡市障がい者共生のまちづくり計画」の内容を分析し、</p>

	<p>会員団体の課題や地域の課題の解決に必要な障害施策が確実に実現できるように、意見集約し行政・議会に提言する。</p> <p>令和6年度からの報酬改定とそれに伴う仕組みの変化を勉強し、障害者の生活への影響等に対し、課題については積極的に提言を行う。</p>
②	<p>防災事業委員会を通じて、地域の防災力を高め、要配慮者支援を盛り込む (毎月第1火曜午後6時～8時)</p> <p>3年前の台風15号の被害での経験を踏まえ、災害時の要支援者支援の仕組みの実効性に不安が生じているので、行政、議会に改善を要望するとともに、地域の自主防や民生委員への働きかけを強め、市社協などにも協力を要請する。</p> <p>避難行動要支援者名簿の活用、個別避難計画の策定、福祉避難所との連携、地域の指定避難所からのシームレスな支援をテーマとする。</p> <p>通所事業所の福祉避難所指定を目指し、宿泊防災訓練を開催する。【清水障害者サポートセンターそら・生き生きネットワーク・ひまわり事業団】</p>
③	<p>差別解消・社会参加委員会にて活動を進める。 (毎月第4木曜午後1時30分～3時30分)</p> <p>差別解消：市には差別解消支援地域協議会が設置され、<u>基幹相談支援センターにおいては、差別事例の集約と分析が令和7年度より委託業務化されたことに伴い、積極的に協力する。</u> <u>令和6年度に、民間事業者の合理的配慮が法的義務化されたものの、民間の事業者の中に、町内会・自治会も含まれることが周知されていないことや、一般企業においても理念が浸透しているとは言い難い状況があり、周知活動の強化を行う。</u></p> <p>社会参加：「重度障がい者等就労支援特別事業（静岡市）」の普及促進 これまで、現行の障害福祉サービスでは「経済活動」を理由にサービスの利用ができない仕組みであったが、重度障がい者等（重度訪問介護、同行援護、行動援護を利用する者）が就労にあたり必要な身体介護等を令和6年4月より提供することになった。その普及促進を勧める。</p> <p>社会参加：厚生労働省が主唱する「地域共生社会啓発研修（共生ともいき研修）」の開催 ◎</p> <p>社会参加／移動支援：協会が受託した「従事者養成」のカリキュラムの確認と当事者団体等への協力要請、指定事業所の拡大、さらには修了者の稼働率の向上策にも取り組む。<u>また、「移動支援」の報酬単価の引き上げの必要性について、調査検討し、提言する。</u></p> <p>社会参加／公共交通機関等のバリアフリーの推進 ○ バスやタクシーの利用の改善など障がいがある人の社会参加を進むよう公共交通事業者に働きかける。市民と事業所、行政との協議の場の設置を提案する。 ○</p> <p>社会参加／〇まちづくり：静岡駅南口駅前広場再整備基本計画後の整備状況を把握し、障害のある人のニーズや声を今後の実施計画に反映するよう提言する</p> <p>〇まちづくり 静岡市アリーナ整備・運営事業において基 ◎</p>

	<p>本設計が策定され、障害者団体への説明、意見聴取があり、様々な課題について指摘があった。今後も対応改善状況を注視し、提言を継続する。</p> <p>○投票の合理的配慮：選挙管理委員会の要請への対応 「代理投票」についてのリーフレット作成への協力から始め、今後の投票の合理的配慮の環境整備に協力する</p>	
④	<p>TIP-OFF 奨学金事業</p> <p>篤志家の寄付による「障がいのある学生についての就学支援のための基金」については、3年度目の給付を開始し、年度後半には4年度目の募集となる。<u>企画運営委員会にて課題について改善しつつ、令和8～9年度以降の運営について必要な協議を行う。</u></p> <p><u>○増える応募に対する対応を検討する（基金への寄付の受入れ等）</u> <u>○行政、社会に対して、ニーズをアピールする</u> <u>○寄付金は別に福祉人材の養成も目的とする資金もあるので、「当たり前の生活支援センター」の設置による支援ネットワークづくりを推進する。</u></p>	◎
⑤	<p>「当たり前の生活支援センター」（仮称）の創設について 障害者の権利を守る部門「当たり前の生活支援センター」（仮称）を立上げ、担当者を採用し活動を開始する</p> <p>※第2号議案を参照</p>	◎
⑥	<p>解決が困難な課題については、市議会厚生委員会との話し合いの場を設け、意見交換し、課題共有し、解消改善を目指すよう働きかける。また、新人議員有志による勉強会に協力する。</p>	◎

	<p>(4) 静岡市障がい者相談支援推進センターとしての役割を果たす（市委託事業）</p> <p>方針：基幹相談支援センターとして自立支援協議会の中軸となり相談支援の課題に取り組む（委託業務の名称が「障害者」から「障がい者」に改定された）</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度に改正された「障害者総合支援法」の改正の趣旨を踏まえ、地域の中核的な相談支援センターとして、自立支援協議会の機能の強化に取り組む。 「ケースワークをソーシャルワークとして展開する」ことに注力し、地域課題を集約し、その改善に努める。 市委託事業において求められる「専門性」について、障害のある人の権利擁護、意向尊重、エンパワメントの視点を重視するとともに、障がい特性や様態に応じ、根拠ある支援を行う。 <u>静岡市においては、基幹相談支援センター機能強化事業を活用し、令和8年度から、精神保健分野の委託相談支援事業についても、各行政区の基幹相談支援センターと位置づけられることになった。また、葵区においては三障害一括型の相談支援センターが5月11日に開所し、当協会からも相談員が1名常駐する形で運営支援を行うこととなった</u> <p><u>各区基幹相談支援センターと運営の状況を共有化し、三障害一括型の実施内容を参考にして、今後の各区での連携体制・基幹相談の在り方を検討する。（相談者の区割りの徹底、増加する発達障がい者への相談対応等について協議の場に参画する。）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 相談支援専門員の行動指針を共有し、相談支援専門員の役割が、「一人ひ 	◎
--	---	---

	<p>とりの利用者が抱える課題を地域の課題として捉えること。地域の課題を明確にし、障害者総合支援法に規定される協議会等を活用しながら地域資源の改善及び開発を行うこと。人は地域の関係性のなかでこそ育ちあうという地域共生社会の実現に資する取り組みを行うこと。」にあることを再認識し、自立支援協議会、各行政区相談支援連絡調整会議（事務局会議）において事例の集積が具体的な施策の実現につながるよう、協議体の機能を活性化する。</p> <p><u>※主任相談員支援専門員の配置加算、機能強化型サービス利用支援費等の加算を選択する指定特定サービス支援事業所は、基幹相談支援センターによる取り組みへの参画が求められていることから、双方向での理解が必要となっている。</u></p> <p>・増大する業務量を整理し、担当者の役割分担、他機関への引継ぎを本格化する。（丸投げではなく、共通認識の下で、当協会の関わる頻度を適減させる。）</p>
1	<p>基幹相談支援センター事業</p> <p>ア 総合的・専門的な相談支援の実施 (ア) 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援を実施する (イ) 障がい理由とする差別に関する相談窓口の設置。 ・障害者差別解消法第14条に規定する障がい者及びその家族その他の関係者からの障害理由とする差別に関する相談対応。 ・障がい理由とする差別に関する相談事例を障害者等相談支援事業者から収集し、当該窓口で対応した相談事例と合わせて分析し、市に報告する。</p> <p>イ 地域の相談支援体制の強化 (ア) 地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援の実施。（日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営【相談支援従事者研修の実習の受入を含む。】等） (イ) 学校や企業、地域包括支援センター、生活困窮者自立相談支援機関、こども家庭センター等との間での各種情報の収集・提供や連携のための取組及び障害者等の支援に係る専門的助言等の実施。 ※重層的支援会議等に参画し、単なる役割分担に止まらず、多機関協働の支援における障害福祉分野の専門性（障がいのある当事者の意向尊重、個々の障害の様態の理解）を重視し対応する。</p> <p>ウ 市と協働した静岡市障害者自立支援協議会の運営等による地域づくりの取組 (ア) 静岡市障害者相談支援連絡調整全体会議の運営 静岡市障害者相談支援連絡調整全体会議の設置・運営。 行政区障害者相談支援連絡調整会議で行われる、「解決が困難な地域課題及び静岡市障害者自立支援協議会の議題調整等の協議」を踏まえ、全市的な地域課題の集約のための協議を行う。 (イ) 行政区障害者相談支援連絡調整会議への参画及び運営支援 障がい者相談支援センターが設置・運営する、行政区障害者相談支援連絡調整会議が行う「地域の障害福祉関係者による連携及び支援の体</p>

	<p>制に関する協議」について、専門的見地による助言を行い、運営を支援する。</p> <p>(ウ) 専門部会への参画及び運営支援 専門部会への参画により、各専門部会の所掌範囲に応じた取組の推進や課題に対する支援体制づくりについて助言等の実施。</p> <p>(エ) 静岡市障害者自立支援協議会の運営への協力 静岡市障害者自立支援協議会への出席、資料提出及び報告等により、協議会の運営に協力する。</p>	
工	<p>市内基幹相談支援センター及び主任相談支援専門員の連携体制構築 市内における相談支援の中核として、相談機関の人材養成や関係機関の連携強化等、相談支援体制の強化の取組等を実施する各行政区基幹相談支援センター職員との連携体制を構築する。実施にあたっては、主任相談支援専門員との協働を図り、地域の相談支援体制の強化を推進する。</p>	
才	<p>身体・知的・精神の三障害一括相談支援窓口の設置及び管理・運営 葵区障がい者相談支援センターと連携し、3障害一括相談支援窓口の設置（城東保健福祉エリア保健福祉複合棟3階）運営支援。【※効果検証等への協力。（資料の提供やヒアリング等）】なお、3障害一括相談支援窓口の管理・運営方法については、葵区障がい者相談支援センター及び市と協議する。</p>	◎
2 障害者虐待防止センター事業		
	<p>方針：当事者本人の人権を守り、権利を擁護する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士など専門職や全市域の関係専門機関との協力体制を作り、速やかで適切な対応を目指す。 ・虐待防止センターとして当事者の立場に立ち、適切に機能する仕組みづくりに取り組む。 ・虐待防止ネットワークの立ち上げを準備し、虐待防止策や事業所への指導などを検討する。 <p>ア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者虐待防止法第7条第1項、第16条第1項若しくは第22条第1項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出若しくは第16条第2項若しくは第22条第2項の規定による届出の受理。 ・届出の受理にあたっては、委託された障害者虐待防止センターには調査権のないことを理解した上で、通報内容の詳細を確認する。 <p>イ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待通報受理後に開催される関連会議へ出席し、会議で決定された役割分担に基づき、支援等を行う。 <p>ウ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及び養護者に対する相談、指導及び助言の実施。 ・必要に応じ、各区障害者虐待防止センター等に対して指導及び助言の実施。 <p>エ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動の実施。 	
3 地域生活定着支援センター等との連携強化事業		
ア	<p>地域定着支援センター等からの依頼に応じ、同センターとの連携のもと、矯正施設等退所者等（以下、退所者等という。）の意向、状態等を助</p>	

	<p>案して地域の相談支援事業所及び障害その他福祉サービス事業所等の円滑な利用に向けた退所者等や地域生活定着支援センター等との調整の実施。</p>
イ	<p>退所者等を受け入れた事業所等に対して、事業所独自では解決困難な課題の解決を図る等のためのコンサルテーションの実施。</p>
ウ	<p>退所者等への対応に係る研修の開催（年2回を目安）</p> <ul style="list-style-type: none"> 退所者等への対応に関して専門性、ノウハウを有する事業所等、支援者の育成を図り、取組及び受入が可能な事業所等の増加を目指す。
エ	<p>地域生活定着支援センター等との連携、情報共有の場の確保（年6回を目安）</p> <ul style="list-style-type: none"> 退所者等の円滑な福祉サービス等の利用を促進する。
<p>4 地域生活支援拠点等整備事業</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> 相談調整コーディネーターの配置。 委託者と十分な協議調整の実施。 サービス調整コーディネーターや静岡市障害者自立支援協議会、自治会・町内会、教育機関、医療機関、民間企業、地域包括支援センター等と連携の推進。 <p>※居住支援のための機能を「相談」及び「サービス」の2つに分類し、各機能の整備を推進するものとして、それぞれ相談調整コーディネーター、サービス調整コーディネーターを配置する。用語の定義は、相談及び専門的人材の確保・養成等に関する機能を「相談」とし、緊急時の受け入れ・対応及び体験の機会・場に関する機能を「サービス」とする</p>
ア	<p>「相談」機能</p> <p>(ア) 相談支援事業所との連携強化の仕組み作り</p> <ul style="list-style-type: none"> 機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）～（Ⅲ）を選択する指定・特定相談支援事業所及び機能強化型（継続）障害児利用支援費（Ⅰ）～（Ⅲ）を選択する障害児相談支援事業所と連携し、機能強化型の取組みについての情報交換会を年1回以上開催する。 (イ) 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握するための取組 障害及び高齢分野の支援者と協力し、対象者の見守り体制を構築する取組の検討を行う。 (ウ) 相談支援体制が十分に整備されていない地域での相談会の開催（年10回程度） 各区の相談支援体制が十分に整備されていない地域に居住する障害者等を対象とした相談会の開催にあたっては、各行政区障がい者相談支援センター等と連携して取り組む。
イ	<p>「専門性」機能</p> <p>(ア) 移動支援事業従事者養成研修の開催（2回/年）</p> <ul style="list-style-type: none"> 知的障害児者、精神障害者に係る移動支援事業従事者を養成する研修を企画、運営及びそれにかかわる事務の実施。 (イ) 障害福祉サービス事業所連絡会向け研修の開催（2回/年） 各障害福祉サービス事業所連絡会の参加事業所職員が、現場での支援に直結するスキルを身に付けることができる研修を企画・運営する。具体的な実施内容については、障害福祉サービス事業所連絡会参加事

	<p>業所の意向を踏まえて決定する。</p> <p>ウ 「地域の体制づくり」機能</p> <p>(ア) 拠点等関係加算取得勉強会の開催（各区1回／年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所に対して、地域生活支援拠点等の取組やそれに伴う加算等の制度を周知するとともに拠点等の登録を促す研修を企画、運営及びそれにかかわる事務を行う。 <p>(イ) 拠点等登録の促進（20事業所程度／年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各日常生活圏域に拠点等登録事業所を配置するために、未登録事業所に対しアウトリーチを実施し、登録を促進する。 <p>(ウ) 障害福祉サービス事業所連絡会の活動状況の把握及び参加事業所の質の向上支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービス事業所連絡会、児童発達支援事業所連絡会、保育所等訪問事業所連絡会、就労移行支援事業所連絡会に参加し、活動状況や連絡会での課題を把握る。また、連絡会参加事業所職員のサービスの質の向上を目指した事例検討会もしくは勉強会を年1回以上開催するための調整を行う。 <p>(エ) 静岡市障害者自立支援協議会等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のネットワークづくりについて、静岡市障害者自立支援協議会（専門部会を含む）との評価、検討及び事業報告等を行う。 <p>(オ) 静岡市日中サービス支援型指定共同生活援助事業評価委員会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に対し評価・助言を行う委員会の企画、運営及びそれにかかわる事務の実施（2回／年） <p>(カ) 事業者間の連絡調整、関係者会議の開催、各種会議への出席等行政区事務局会議等へ出席し、事例や課題等の情報を共有するとともに、必要に応じて課題解決にあたっての検討を行う。また、必要に応じて入所施設連絡会、共同生活援助事業所連絡会開催事務の補助を行う。</p>
5	<p>障害者相談支援推進事業</p>
	<p>ア 障害者110番事業</p> <p>障害者等及び保護者等からの日常相談、権利擁護相談に対し、障害種別ごとの障害者相談員等が、当事者として相談に対応。</p> <p>(ア) 相談受付時間</p> <p>午前9時から午後5時まで</p> <p>(イ) 障害者相談員対応日時</p> <p>身体障害 毎週水曜日 午前10時から午後4時まで</p> <p>知的障害 毎週火曜日 午前10時から午後4時まで</p> <p>精神障害 毎週木曜日 午前10時から午後4時まで</p> <p>イ 障害者相談員活動強化業務</p> <p>(ア) 障害者相談員研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者相談員の知識及び技術向上のための研修の開催 a 全体研修会（年1回以上） b 障害種別研修会（各年1回以上） <p>(イ) 障害者相談員利用者アンケートの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者相談員設置事業の改善のため、相談サービスの利用者を対象に

	<p>アンケートを実施する</p> <p>(ウ) 活動に関する報告書等の内容確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 各障害者相談員が作成した業務日誌及び活動状況報告書の内容を確認と指導助言。 <p>(エ) 障害者相談員のコーディネート</p> <ul style="list-style-type: none"> 推進業務に寄せられた相談のうち、当事者同士の傾聴、経験の共有等障害者相談員を活用すべき事例について、情報共有し連携する。 また、障害者相談員から困難事例の相談があった場合は、適切な相談支援を実施する。 <p>(オ) 障害者相談員の中途解除に関する連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者相談員の中途解除を知ったときは速やかに連絡し、必要な続きが円滑に行われるよう支援する。 	
ウ	<p>身体障害者補助犬相談事業</p> <p>身体障害者補助犬法第 25 条第 1 項に基づき、身体障害者補助犬に関する苦情申出窓口及び補助犬専門相談窓口として、身体障害者補助犬に関する専門的な相談支援を行う。</p> <p>身体障害者補助犬相談専門アドバイザーの配置（2名）</p>	
エ	<p>地域生活及び社会参加等推進事業</p> <p>障害者等の地域生活を推進するために必要な調査等の実施や、障害者等の芸術・文化活動及びスポーツの推進、障害についての理解促進・普及啓発活動の実施等、障害者等の地域生活及び社会参加を推進するとともに、障害者相談支援事業の推進にあたり必要な事業を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 障害者プランの勉強会の開催 ② 防災事業委員会の開催 ③ 差別解消・社会参加委員会 ④ 障がい者スポーツ、芸術・文化活動の広報と関係団体との連携。 <ul style="list-style-type: none"> ・静岡ユニバーサルスポーツ協会との連携 ⑤ 厚生労働省が主唱する「地域共生社会啓発研修(共生ともいき研修)」の開催 	<p>◎</p> <p>◎</p>
<p>委託事業の特記【災害時個別避難計画の作成支援・被災地支援・触法障害者への支援】</p>		
	<p>【災害時個別避難計画の作成支援・被災地支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災地の支援に入る中で、静岡市圏域においても、発災に向けて事前に準備すべき課題が多く見えている。 『災害時要配慮者個別避難計画』の作成は、令和8年度には完了する予定のはずであるが、様々な理由で進んでいない状況がある。被災地支援の経験、県外関係者とのネットワーク構築は、災害有事の場合に孤立化が予想される静岡県中部・静岡市圏域にとって有益なことであり、継続的に実施する。 ※令和8年度静岡市協働パイロット事業の応募中 	
	<p>【触法系障害者への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎当たり前の生活支援センター（仮称）の設置により、静岡市支援ネットワークを構築する。（当協会事業と連携） ・触法系障害者への対応の増加に対し連携会議の開催、関係機関の協力を求めるとともに、全国及び静岡トラブルシューターネットワークと協力して人材育成研修を行う。（司法アセスメント支援・更生支援 	<p>◎</p>

<p>画研修等)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 入り口支援（起訴される前の支援・不起訴後の支援、医療観察法不処遇後の支援）として警察、検察、保護観察所、更生保護施設、福祉事業所等と連携し、本人の支援をする。 • 出口支援（矯正施設退所後の支援）として住宅の確保、生活・就労の支援を行い、地域生活が定着することで、結果として再犯防止につながるよう努力する。 • 弁護士会と結んだ協定を利用し、更生支援計画を作成し、触法障害者の支援に、市内の委託相談事業所と連携しての支援をすすめる、同事業所等と伴走しながら引き継ぐ方向で取り組む。 • <u>更生支援計画を作成し、実践できる人材を育成し、弁護士会に推薦する。</u> • <u>更生支援計画の矯正施設での活用通知を踏まえ、出所前後の支援を強化する。</u> • <u>県地域定着支援センターひまわりとの連携を強化し、矯正施設退所後の地域定着を一層確実なものとする。</u>
--

(5) 給付事業における事業の拡大と支える人材の育成	
<p>ア 地域相談支援（地域移行支援：個別給付）の実施（継続）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 入所施設、精神科病院、矯正施設、救護施設等から地域移行支援を希望する個人に対して、同サービスを提供し、地域移行を支援する。 • 市内に9か所ある同事業所との情報共有に努める。 	◎
<p>イ 自立生活援助（個別給付）の実施（R4年9月事業所指定）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 地域で一人暮らしを希望する障がいのある方に対して、日常生活の見守り、相談、精神科通院支援等のサービスを提供し、地域生活を支援する。（本人主体の姿勢に徹し、過不足ない支援を心がける。） • 市内1事業所（当協会のみ）の状況であるので、指定計画相談支援事業所等にアンケートを実施し、課題等を情報共有し開設を呼びかける。 	◎
<p>ウ 静岡市が行う、「入院者訪問支援事業」に参画し、<u>訪問支援員養成研修の開催に協力する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • 精神科で、医療保護入院や措置入院など、本人の同意に基づかない入院治療を行っている方については、医療機関外の人との面会交流が時に途絶えやすくなることを踏まえ、入院患者のうち、家族等がいない市町村長同意による医療保護入院者等を中心として、面会交流の機会が少ない等の理由による支援が必要と考えられる方に対して、必要に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供などを役割とした訪問支援員の派遣を行う事業。（牧野・堀越がR5年度訪問支援員養成研修修了者） 	
<p>エ <u>職員給与を見直し、職員の労に報いるとともに、多様性を認め合う職場風土を確立して、グループ・スーパーバイズに取り組む。</u>地域の相談支援事業所、主任相談支援専門員との交流を深め、全般的な人材の養成とリーダーの育成を図る。</p>	
<p>オ <u>社会福祉士実習施設</u>として、社会福祉士の受験資格取得のための研修の受け入れをして、人材育成に務める。</p>	